

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | 最終仕入原価法による原価法によっている。 |
| (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 | 償却原価法(定額法)によっている。 |
| (3) 消費税等の会計処理 | 消費税の会計処理は、税込方式によっている。 |

2. 会計方針の変更

当年度から「公益法人会計基準」（平成20年4月11日 内閣府公益認定等委員会）を適用している。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。（単位：円）

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券（基）	900,000,000	896,698,956	900,000,000	896,698,956
定期預金（基）	3,000,000	0	0	3,000,000
小計	903,000,000	896,698,959	900,000,000	899,698,956
合計	903,000,000	896,698,956	900,000,000	899,698,956

(注1) 当期増減及び減少高には運用資産の入替に伴う売却・購入・償却取引及びアキュムレーション増減額を含んでいる。

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。（単位：円）

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの)	(うち一般正味財産からの)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
投資有価証券（基）	896,698,956	896,698,956	0	—
定期預金（基）	3,000,000	3,000,000	0	—
小計	899,698,956	899,698,956	0	—
合計	899,698,956	899,698,956	0	—

(注1) 当財団の基本財産は投資有価証券9億円と定期預金3百万円の合計9億3百万であるが、貸借対照表との差額は投資有価証券の入替に伴う償却原価法適用による会計上の差異である。

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳、帳簿価額及び時価並びに評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	帳簿価額	時価	時価損益
国債			
第122回利付国庫債券20年 (南都銀行)	896,698,956	911,970,000	15,271,044
合計	896,698,956	911,970,000	15,271,044

(注1) 時価は取扱証券会社から提供された時価情報で算定している。

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。(単位：円)

補助金の名称	交付者	前期期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
補助金					
	川上村	0	10,182,620	10,182,620	0
	社)近畿建設 協会	0	500,000	500,000	0
合 計		0	10,682,620	10,682,620	0

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
基本財産運用益の振替額	14,978,307
寄附金振替額	3,420,000
経常外収益への振替額	
投資有価証券売却による振替額	4,860,000
合 計	23,258,307

8. 重要な後発事項

(1) 当財団は、平成24年4月1日に公益財団法人へと移行した。

9. その他

「公益法人会計基準」(20年4月11日 内閣府公益認定等委員会)適用初年度における前事業年度の財務諸表の記載について

当年度から「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 内閣府公益認定等委員会)を適用することに伴い

「公益法人会計基準の運用指針」(平成20年4月11日 内閣府公益認定等委員会)附則

公益法人会計基準を適用する際の経過措置

1. 適用初年度における前事業年度の財務諸表の記載についてに基づき、

貸借対照表・正味財産増減計算書の前事業年度欄に記載すべき金額は不要とする。

監査報告書

平成24年5月29日

公益財団法人吉野川紀の川源流物語

理事長 大谷 一二 殿

公益財団法人吉野川紀の川源流物語

監事 辰 巳 八 郎



監事 中 平 繁 和



私たちは、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの平成23年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1. 監査の方法の概要

会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手段を用いて計算書類の正確性を検討した。

業務監査について、事業計画に基づき事業が計画のとおり実施されているかを検討した。

2. 監査意見

貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録は、会計帳簿等の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財産状況を正しく示していると認める。また、業務の実施状況については、概ね計画どおり実施されているものと認められる。